

「古物営業法の一部改正」に関する『リユースハンドブック』改訂のお知らせ

2018年(平成30年)4月25日に古物営業法の一部を改正する法律が公布されました。『リユースハンドブック』は2017年3月時点の法令等に基づいて作成しており、改正「古物営業法」に対応するため、現在改訂作業を進めています。したがって、現行『ハンドブック』の記述は、改正「古物営業法」の内容を反映しておりません。下記の通り、改正内容をお知らせしますのでご対応のほどお願い申し上げます。

なお、改訂版の『リユースハンドブック』が完成し、配布準備が整いましたら協会HPにてお知らせいたします。またリユース検定の試験問題につきましては改正「古物営業法」の内容を反映したものとなります。

2019年1月31日
一般社団法人 日本リユース業協会

「古物営業法の一部改正」について

【改正される内容】

- 営業制限の見直し
- 簡易取消しの新設
- 欠格事由の追加
- 非対面取引における本人確認のための措置の追加
- 許可単位の見直し

営業制限の見直し

改正前は、古物商は営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買受け等のための古物商以外の者から古物を受け取りことはできませんでした。

改正後は、事前に公安委員会へ日時・場所の届出をすれば、仮設店舗(露店)における古物の引取りが可能となります。

簡易取消しの新設

改正前は、許可を取り消すためには、古物商が3月以上所在不明であること等を公安委員会が立証し、聴聞を実施する必要がありました。

改正後は、古物商等の所在が確知できない等の場合、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができるようになります。

欠格事由の追加

改正前は、禁固以上の刑(執行猶予者含む)や一部の財産犯の罰金刑に係る前科を有すること等を欠格事由としていました。

改正後は暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者(刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者)についても許可の欠格事由として追加されます。

非対面取引における本人確認のための措置の追加

下記、5つの方法が追加されました。(古物営業法第15条・同法施行規則第15条関係)

- (1) 異なる本人確認書類のコピー2点(例:運転免許証及び健康保険証)
又は本人確認書類のコピー+公共料金領収書等(の写し)
売主 → 古物商
← 配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便
- (2) 本人確認書類(運転免許証等)の画像
売主 → 古物商
← 配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便
- (3) 本人確認書類(運転免許証等)のICチップ情報(住所、氏名等)
売主 → 古物商
← 配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便
- (4) 売主の容貌の画像+本人確認書類(写真付き)の画像
(リアルタイムのビデオ通話による確認を含む)
売主 → 古物商
←
- (5) 売主の容貌の画像+本人確認書類のICチップ情報(写真含む)
売主 → 古物商
←

許可単位の見直し(主たる営業所等の届出)

改正前は、営業所が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要でした。改正後は主たる営業所を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合は、その営業所を管轄する公安委員会へ届出を行うことで、新たな営業所を設けて古物営業を行うことができます。

【重要】 施行日は、改正法の公布日(平成30年4月25日)から2年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行のため未定です。